

写真管理基準

平成30年 4月1日 改定
令和5年 4月1日 改定

1. 総 則

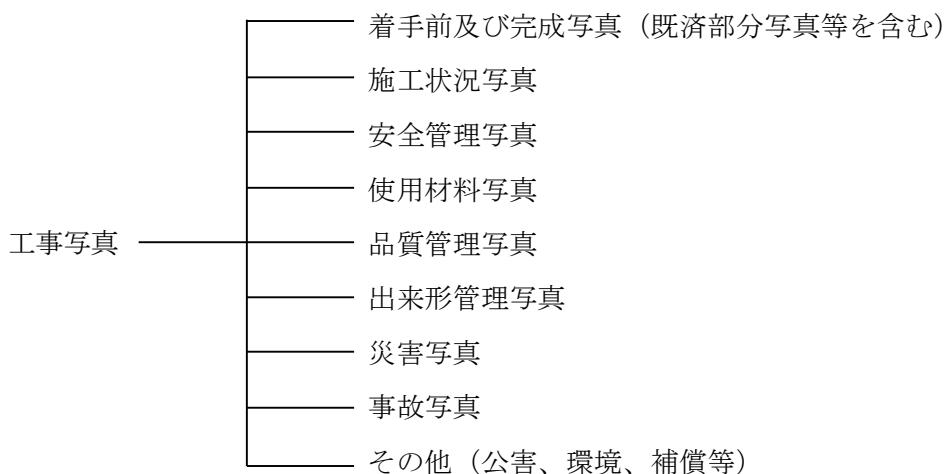
1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

また、写真を映像と読み替えることも可とする。

1-2 工事写真の分類

工事写真是以下のように分類する。



2. 撮影

2-1 撮影頻度

工事写真是、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図
- ⑦ 撮影年月日

小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」（国土交通省 令和2年3月）に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入する等して、整理する。

また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

2-4 写真の省略

工事写真は、以下の場合に省略する。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略する。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。
- (3) 監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。

2-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

ただし、『デジタル工事写真的小黒板情報電子化について』（平成29年1月30日付け、国技建管第10号）に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

2-6 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- (1) 写真是カラーとする。
- (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。
(100万画素程度～300万画素程度 = 1,200×900程度～2,000×1,500程度)
ただし、監督職員が別に指示するものは、その指示による。
映像と読み替える場合は、以下も追加する。
- (3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。
- (4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる

2-7 撮影の留意事項

撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
- (4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

3. 整理提出

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本は、「デジタル写真管理情報基準」（国土交通省）に基づき電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。

ただし、監督職員の承認を得た場合は、「さいたま市電子納品要領【簡易普及版】3【工事編】3-1-3 写真フォルダの作成」により提出することができる。

また、撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真を4切版又はA4版の工事写真帳に整理し、監督職員に提出するものとする。

なお、工事写真帳に整理する際に小黒板の判読が困難な場合や撮影箇所がわかりにくい場合は、小黒板の記載内容や見取り図等の参考図を付記するものとする。

4. その他

撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる、監督職員の承諾した箇所をいう。
- (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- (3) 提出頻度の不要とは、原本は提出するが、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。
- (4) フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「写真管理基準（案）令和3年3月」（国土交通省）を参考に監督職員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。

※本基準に示す品質管理の工種番号は、「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」（品質管理基準及び規格値）に示す工種番号と整合を取っている。

また、本基準に示す出来形管理の編章節番号は、「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」（出来形管理基準及び規格値）に示すの編章節と整合を取っている。

撮影時的一般的注意事項

- 1 工事着手前及び完成写真の撮影には、起終点（必要に応じて中間点）に必ずポール等の目印を立て、同一方向、同一箇所により撮影する。
- 2 寸法確認等の写真は、被写体に対するカメラの位置によって、極端に映像が変わる。
寸法を表示する写真を撮影する場合は、測定尺とあて木に対するカメラアングルが悪いと、写真に正確な寸法が表示できない。測定尺とカメラの位置は水平になるようにし、被写体の中心で、しかも直角の位置から写すことが原則である。
- 3 基礎工等のような地形上どうしても水平に撮れない場合、あて木を極薄いものにするか、糸を張って撮るとか工夫して寸法が正しく読み取れるようにする。
- 4 フラッシュ撮影をする場合は、反射光を受けない角度で撮影する。
- 5 同種類の工種の写真を撮影する場合は、測点、周囲の地形、地物、測点杭等を背景に入れる等、写真の中で位置がはっきりするよう工夫する。
なお、小黒板を活用することは言うまでもない。
- 6 河川工事等で、締切内で施工したもの又は構造物等の施工で完成後に埋戻しするものは、特に撮影時期を失わないように注意する。
- 7 細部を撮影する場合は、位置が不明確になりやすいため、同一被写体で遠近の組写真にする等の工夫が必要である。
- 8 工種ごとの写真については、細部を撮影した写真のみになりがちなので、一工種1枚は全景写真を撮影するのが望ましい。
- 9 写真を撮影したら出来るだけ早く、撮影した写真が目的に合った写真に撮れているか否かを調べるようにする。
- 10 写真撮影の計画及び写真が出来上がった場合には、監督職員に意見を聞くことが望ましい。

